

平成30年第5回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年5月21日（月） 午前10時00分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（9名）

1番	坂元勝志	2番	坂元兼一
3番	田畑和成	4番	豊増文夫
		6番	南原奈美子
7番	赤崎敬一郎	8番	吉留義晃
9番	栗牧伸一	10番	池山準一

出席推進委員（22名）

11番	下市博彰	12番	甫立浩二	13番	野間菊昭
14番	山崎博文	15番	久保菌正昭	16番	柿園藤男
17番	帖佐達郎	18番	三腰修一	19番	竹井好博
20番	長野壯二	21番	濱田誠	22番	徳留伸一
23番	下屋敷正	24番	野元秀一	25番	栗野一三
26番	堀之内睦	27番	米丸純男	28番	大迫勝哉
		30番	熊田孝治		
32番	永江友義			34番	坂元智一
35番	黒瀬陸朗				

職員（5名）

事務局長	岩下純一
農地係長	松山明浩
農地係主査	尾付野直樹
農地係主査	福留章乃
農政課農業振興係	上大迫暢哉

4 欠席農業委員（1名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（13件）
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について（8件）
- (3) 議案第3号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（3件）
- (4) 議案第4号 農用地利用集積計画について（16件）
- (5) 議案第5号 非農地証明について（1件）
- (6) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から平成30年第5回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中9名の出席で定足数に達しております
ので、総会は成立しております。また、推進委員25名中22名の出席を
いただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
1番 坂元勝志委員、4番 豊増文夫委員をお願いいたします。

　　　　　　　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

　　　　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま
す。
事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
いると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果
並びに補足説明をお願いします。

11番委員 　　5-1番・2番について説明申し上げます。ご覧のように親子間の贈与
でございまして何も問題はございませんでした。5-2番につきましては
受人の●●さんは渡人の●●さんの長女でございまして本年3月に農業大
学校を卒業されまして4月から後継者として就農されておられます。申請
地を確認いたしましたところ境界、進入路、用排水路等問題はありません
でした。以上でございます。

16番委員 　　5-3番について説明いたします。この案件は下船木から家畜市場に通
じる道路がありこの道路の拡張工事用地として●●さんの土地が対象とな
り、その代替地として渡人の●●さんの土地を贈与されるものです。現地
を確認いたしましたところ進入路、境界等は何ら問題はございませんでした。
ただ、この農地は長年耕作放棄地となっております。

1 3 番委員 5－4番について説明いたします。渡人の●●さんは埼玉の方にお住まいであり、以前より受人の●●くんに買ってこれという話をされておられたようでした。現在まで管理だけは東條さんがされておられました。また、申請地の隣も東條さんであります。今回、埼玉の方にマンションを買われ帰ることもないということで話がまとまったようです。境界等問題はありません。以上です。

2 6 番委員 5－5番について報告いたします。この土地は譲受人の●●さんが現在お住まいの家の前の畑であります。今回、父の●●さんが畑を譲るので名義変更をするよう話があったようです。親子間の贈与ですので何も問題はないかと思えます。以上です。

2 8 番委員 5－6番について説明をいたします。この申請は親子間の贈与であり何ら問題はありません。以上です。

事務局 5－7番について説明をいたします。渡人の●●さんと受人の●●さんは同じ中津川に在住され若者クラブ（吾友会）にも加入されている間柄であります。この度、●●さんから●●さんへ梅を栽培していた農地があるが貰ってこないかという申し出があり●●さんが快諾されたものです。現地は土地改良がなされ区画も整備されているところで境界等何ら問題はないという報告を●●委員よりいただいています。

3 2 番委員 5－8番から5－11番までについて説明いたします。まず、5－8番と5－9番です。これは契約期間が6月で満了するため再度契約しようとするものです。現地は何ら問題はありませんでした。次に5－10番と11番につきまして、これは受人の●●さんのお父さんが以前より借りておられロール置場と農機具の置き場として利用されておりました。今回●●さんと渡人との話し合いにより売買することになったようです。境界等は何ら問題はありませんでした。以上です。

3 4 番委員 5－12番・13番について説明をいたします。まず、5－12番の畑ですが、これは受人の●●さんが15年くらい前から渡人の●●さんから借りて耕作されておられました。今回、●●さんが名義変更されたことを受けて●●さんが購入することとなりました。ご審議をお願いいたします。次に5－13番ですが、この申請は●●さん親子間の使用貸借（10年間）の再設定であります。何も問題はありません。よろしくご審議ください。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

7 番委員 (なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可する事に決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。なお、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書の用途区分変更」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」説明

(関連部分の議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書の用途区分変更」について説明)

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当委員の方から補足説明をお願いいたします。

26番委員

5-1番について説明いたします。この土地は11月に5条申請をされた「株式会社●●」さんが住宅の隣に申請地を借り受けトラック、乗用車及び重機置場として使用したいとのことでした。境界にはブロックを積み明示して、奥の畑への進入路も確保するとのことでした。問題はないと思います。

次に5-2番について説明いたします。この申請地は5-1番の道路を挟んだところにあり面積4,276㎡のうち496㎡を購入し住宅を建築しようとするものです。現地は、建物用地を杭で明示しており、土地をかさ上げて道路側に排水するとのことでした。この申請で問題となることは、この地域は農振農用地であることから、この申請場所に住宅を建てることで農振の繋がりが切れてしまうのではということ県に問い合わせをし県の見解を聞いてからの判断とのことでした。以上です。

15番委員

5-3番から5-7番について報告をいたします。渡人である5名の方々に受人である●●さんから申請地について収保管庫等を設置したいので売っていただけないか相談があり4名の方々は後継者がいないので売ること同意されたとのことであり、残りの1名の方は福岡県の方にお住まいでありまして、帰ってきて耕作することないので、売ることになったそうです。申請地につきましては、23ページにありますように日本特殊陶業の前の町道を宮之城の市街地から佐志の方向に行き、築詰橋を渡りすぐに南の方向に120mくらい入ったところに●●さんの精米工場があり、工場に隣接したところが申請地となります。境界につきましては●●土地家屋調査士が地籍調査時の境界を復元し杭を打ってありましたので問題はないかと思っております。以上で報告を終わります。ご審議がたよろしくお願い致します。

26番委員

5-8番について説明いたします。この申請地は、先程説明いたしました5-1番、5-2番の100m以内のところ譲受人の●●さんが申請地を譲り受けて一般住宅を建築したいとのことの申請でございます。隣接地は譲受人の所有地ともう一方はコンクリートブロックを積んであり境界

もはっきりしておりますので問題はないと思います。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

事務局
（松山）　先程、●●委員よりありました申請番号5—2番についてでございますが、農振の除外の関係で鹿児島県に確認を取ってみないと判断できないというところがございますが、確認いたしましたところ、この申請地で問題はないとのことでしたのでご報告申し上げます。

議長 　他にございませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」と議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見についての用途区分変更」についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、議案第3号「農業振興地域内農用地利用計画の用途区分変更」についても承認することを決定いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
（福留）　「議案第4号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長 　ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

（なしの声あり）

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)
議長

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

25番委員

5-1番について説明します。現地確認を5月14日に行いました。場所は、広域農道を神子の方から柏原に向かって行き、この途中にある柳野川に架かるフケン段橋というところから上流へ行った所です。以前は●●さんの実家がここにあり、周りには畑や田があったところです。現在は柳野川の下流に家を建てられ住んでいらっしゃいます。申請地は20年位耕作をしていないということで、また、周りが山林でありますので、竹などが生えている状況です。今後、耕作は難しいと思われました。審議のほう宜しくお願い致します。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願いについて」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはあります。その他で事務局より何かございませんか。

事務局

別紙資料について

- ・アンケート調査の提出について
- ・農地中間管理事業チラシの配布について

- ・認定農業者との意見交換会について
- ・農協の理事との意見交換会について

- 議長 ただ今の件につきまして、何かございませんか。
- 8 番委員 耕作放棄地については、借り手を見つけなさいということですが、現場は土地改良はされていますが水が多くて何年も耕作されていません。どう処理すればよろしいでしょうか。
- 事務局 遊休農地として事務局へ届けて下さい。ただし、非農地への判断は土地改良区としても判断することとなりますが農地だけでなく施設（水路等）の賦課金もありますので、難しいと思われれます。
- 9 番委員 本町の農業委員や推進委員の中にも土地改良区の理事がおられるようですので、総会の時によく調べて検討してみます。
- 1 3 番委員 アンケート調査に行きましたが対象者が高齢で貸している土地がどこで貸したい土地がどこにあるかなど分からない方がおられます。
- 事務局長 具体的な面積を報告するようになっていますが、お話のような場合は貸したいという所に○をしていただければ事務局が機構に連絡して直接連絡してもらいます。
- 2 4 番委員 アンケート調査において個人情報の観点から答えられないと言われる方がおられますが。
- 事務局長 アンケート調査票の中にアンケート調査の情報は農地利用の最適化に限定して使用するとしていますが、どうしてもということであれば無理されなくても結構です。ただし、調査に行ったという記録は活動日誌に記載しておいてください。
- 議長 関連いたしまして、アンケート調査で知り得たことを他の人へ話をすることは守秘義務に違反しますので十分注意してください。
- 事務局長 最後になりますが、来年度から権限移譲（転用関係）が始まりますので、農業委員だけでなく推進委員も含めて研修を行っていかうと考えています。
- 議長 他にございませんか。
- 無い様ですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第5回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
- 事務局長 以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。
- 以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長

委 員 1 番委員

委 員 4 番委員
